

耐震改修等助成制度一覧

平成20年6月1日現在

融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
東京都	東京都災害拠点病院施設整備費補助事業	補助					東京都災害拠点病院のうち国立病院及び都立病院以外の施設	4,964万円	0.66		福祉保健局医療政策部 救急災害医療課 災害医療係	03-5321-1111	33-351	
	医療施設耐震化促進事業	補助					ア 救命救急センター イ 指定二次救急医療機関 等	4,964万円	0.66		福祉保健局医療政策部 救急災害医療課 救急医療係	03-5321-1111	33-341	
	東京都マンション耐震化促進事業	補助					・耐火・準耐火構造の分譲マンション ・延べ面積1,000㎡以上、地上3階建以上 ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの ・区市町村の補助を受けて耐震診断を実施した結果、耐震改修が必要と認められたもの	マンションの耐震改修事業を実施している区市町村	500万円/棟	設計:1/6 工事:23%× 1/6~1/4	補助率は区市町村の補助額等により別途要件あり	都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課 マンション 建替調整担当	03-5321-1111	30-344
	東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助					昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物で、耐震改修促進法第6条第三号の特定建築物(規模要件等あり)	対象建築物の耐震改修について、都が定める交付対象事業を行う区市町村		1/6(大規模の建築物の場合は低減あり)	補助率は区市町村の補助額や国費の額により別途要件あり。	都市整備局市街地建築部建築企画課	03-5321-1111	30-645
	私立学校安全対策促進事業費補助金	補助					昭和56年5月31日以前に建築された私立学校(幼小中高)の校舎・園舎等	東京都内に所在する私立の高等学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園を設置する学校法人並びに学校教育法第102条第1項の規定による私立の幼稚園を設置する者	1学校・園あたり 1億円	1/2以内(ただし、国庫補助対象事業については1/3以内)	校舎・園舎等の耐震補強工事及び付帯工事	生活文化スポーツ局 私学部私学振興課	03-5321-1111	29-723
私立専修学校教育環境整備費補助金	補助					昭和56年5月31日以前に建築された私立学校(専各)の校舎等	東京都内に所在する私立の専修学校及び各種学校を設置する者	1学校・園あたり 1億円	1/2以内	校舎等の耐震補強工事及び付帯工事 ((財)東京都私学財団の事業に対する補助事業)	生活文化スポーツ局 私学部私学振興課	03-5321-1111	29-716	

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線	
東京都	木造住宅耐震化助成事業	補助					木造住宅密集地域の「整備地域」にある昭56年5月31日以前に建築された木造住宅(併用住宅含む)で、幅員6m以下の道路に接しているもの。	木造住宅の耐震改修費補助を実施している自治体	21万円		改修工事額の5.5/40かつ区負担額の1/2	「整備地域」は、千代田区、中央区、港区を除く(20区にある環状7号線・8号線周辺の27地区、合計面積約6500haの区域) ・耐震改修により住宅全体の耐震総合評価が1.0以上となる改修工事	都市整備局市街地建築部建築企画課	03-5321-1111	30-645
	東京都特定施策推進型商店街事業費補助金	補助					昭和56年の建築基準法改正以前に設置されたアーケード、アーチの撤去・耐震補強工事、耐震調査委託経費	商店街、商店街の連合会等(市区町村経由)	上限12,000万円		4/5		産業労働局商工部地域産業振興課	03-5321-1111	36-735
千代田区	千代田区マンション等の耐震促進事業	補助					昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたマンションで耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの。	区で診断助成を受けたマンションの管理組合等	上限23,650万円		2/3～23%の2/3	緊急輸送道路沿道及び認定により、補助率・限度額が変動	建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-3264-2111	2824
	木造住宅耐震促進事業	補助					昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	区で行った診断を受けた木造住宅	上限100万円		10/10		建築指導課建築審査主査(構造)	03-3264-2111	2824
中央区	住宅・建築物耐震改修等支援事業(耐震補強工事)	補助					原則として昭和56年以前に建築された木造住宅	一般世帯 高齢者又は心身に障害のある方がいる世帯	200万円		1/2 10/10	区内業者に発注する工事など	建築課構造係	03-3546-5459	
	住宅・建築物耐震改修等支援事業(簡易補強工事)	補助					原則として昭和56年以前に建築された木造住宅	一般世帯 高齢者又は心身に障害のある方がいる世帯	100万円		1/2 10/10	区内業者に発注する工事など			
	住宅・建築物耐震改修等支援事業	補助					原則として昭和56年以前に建築された分譲マンション	管理組合が申請者であることなど	200万円		1/2				
港区	港区木造住宅耐震改修促進事業	補助					昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された木造住宅で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	所有者かつ居住者	100万円		1/2		環境・街づくり支援部都市計画課定住支援担当	03-3578-2346	
新宿区	建築物等耐震化支援事業	補助					昭56年以前に建築された木造の住宅、共同住宅等 建築物が建築基準法に基づく道路に突出していないこと及び無接道でないこと	住民税の滞納がないこと 所得制限:800万円 住民税非課税世帯・高危険度地区 高齢者・障害者世帯 ・以外の建築物	上限300万円 上限200万円 上限100万円		3/4 2/4 1/4	「耐震調査・計画」に基づき耐震補強工事を行ったもの。	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
文京区	住宅修築資金融資あっせん	利子補給					区の助成を受けた建築物耐震診断を実施した建築物	20歳以上70歳未満	500万円	一般1.00% 特別1.50%		都市計画部住宅課	03-5803-1238	
	耐震改修促進助成事業	補助					昭56年以前に建築された住宅、共同住宅等建築物が建築基準法に基づく道路に突出していないこと	区内に対象建築物を所有する個人等	上限100万円(木造) 上限300万円(非木造)	1/2	については、区内の準防火地域内 が対象 については、区内全域が対象	都市計画部地域整備課	03-5803-1374	
台東区	安全で安心して住める建築物等への助成(耐震補強工事:木造)	補助					区の助成を受けた耐震診断によって診断補強が必要な木造住宅	区民税の滞納がないこと 高齢者や障害者が居住していること 浅草北部地域、及び荒川地域の一部で前面道路の幅員が6m以内のもの	50万円	1/2		都市づくり部建築課構造係	03-5246-1335	
墨田区	墨田区耐震改修促進助成事業(改修計画費補助)	補助					昭56年5月31日以前に着工した木造住宅	所有かつ居住者(所有していない場合は所有者の承諾必要)	2万5千円	1/2	区で行っている耐震診断助成を受けた後に耐震改修工事をするための耐震改修計画の作成に要する費用	都市計画部建築指導課耐震化担当	03-5608-6269	3956
	墨田区耐震改修促進助成事業(簡易改修)	補助					昭56年5月31日以前に着工した木造住宅	所有かつ居住者(所有していない場合は所有者の承諾必要)	15万円～30万円	1/3～2/3	区で行っている耐震診断助成を受けた後に改修前に比べて耐震性が改善される工事 対象住宅が緊急対応地区内にある場合と助成対象者が高齢者の場合は、補助額優遇	都市計画部建築指導課耐震化担当	03-5608-6269	3956
	墨田区耐震改修促進助成事業(耐震改修)	補助					区内緊急対応地区にある昭56年5月31日以前に着工した木造住宅	所有かつ居住者(所有していない場合は所有者の承諾必要)	50万円～70万円	1/2～2/3	区で行っている耐震診断助成を受けた後に耐震改修により住宅全体の耐震総合評価が1.0以上となる改修工事 助成対象者が高齢者の場合は、補助額優遇	都市計画部建築指導課耐震化担当	03-5608-6269	3956
	墨田区住宅修築資金融資あっせん	利子補給・資金貸付					墨田区民間建築物耐震診断助成を受けて耐震診断をした結果、耐震改修(補強)工事を行うことになった建築物	区内居住年数 区民税完納 連帯保証人		全額	耐震対策のための公道等に面したブロック塀の改良工事をする場合(専門機関の指導が必要)についても利用可	都市計画部建築指導課事務・住宅担当	03-5608-6264	3946

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
江東区	木造住宅耐震診断・耐震改修助成事業	補助					昭56年5月31日以前に建築された、区が実施する耐震診断を受け、耐震改修が必要と判定された戸建木造住宅(自己居住及び所有)。建築確認があり建築基準法に違反していないもの。	区民税の滞納がないこと	50万円	1/2	耐震改修により住宅全体(又は一部)の上部構造耐力の評点が1.0以上となる耐震補強工事。原則区内の事業者が施工するもの。	都市整備部建築調整課 建築防災担当	直03-3647-9217	2953
						昭56年5月31日以前に建築された、分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建物。耐火構造もしくは準耐火構造。指定機関の評定を受け、耐震改修促進法の認定を取ったもの。	上記のほか、65歳以上の方が同居世帯	80万円	1/2					
	民間建築物耐震改修等助成制度	補助					昭56年5月31日以前に建築された、分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建物。耐火構造もしくは準耐火構造。指定機関の評定を受け、耐震改修促進法の認定を取ったもの。	所有者が企業の場合は中小企業(中小企業基本法による)に限る。	1000万	1/2	分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物(耐震改修促進法第6条第3号)、民間特定建物(耐震改修促進法第6条第1号及び第2号)			
江東区	住宅修築資金融資あっせん	融資あっせん					自己所有の住宅	区内居住年数 区民税完納 連帯保証人	500万円	(利子補給なし)	区民が住宅の修築を行うとする場合、自己資金だけでは修築が困難な方に対して、区が金融機関に融資のあっせんを行う。	都市整備部住宅課 住宅指導係	直03-3647-9473	2994
		マンション共用部分リフォーム支援利子補給制度	利子補給				住宅金融支援機構のマンションリフォームローンを受けて共用部分等の修繕を行う江東区区内の民間共同住宅	対象建築物の管理組合・賃貸オーナー		1.50%	住宅金融公庫の融資の1.0%(耐震改修工事の場合1.5%)相当分を区が5年間助成する。			
品川区	住宅修築資金融資斡旋	利子補給					自己が居住する住宅	区内在住 満20歳以上 前年度所得1200万円以下	1000万円	1.00%	区が金融機関へ融資あっせんをし、区が利子補給の一部を補填 自宅のリフォーム・増改築も利用可。 信用保証料を一括払いした場合にのみ区が信用保証料の1/2を助成する。	まちづくり事業部住宅課 住宅住宅運営係	03-5742-6776	
	住宅修築資金融資斡旋	利子補給					自己が居住する住宅 区で実施する木造住宅耐震診断支援事業を利用し耐震診断を行い、その結果に基づく工事の範囲	同上	同上	1.70%	区が金融機関へ融資あっせんをし、区が利子補給の一部を補填 信用保証料を一括払いした場合にのみ区が信用保証料の1/2を助成する。	まちづくり事業部住宅課 住宅住宅運営係	03-5742-6776	
	品川区住宅等耐震改修・建替え工事支援事業	補助					区の耐震診断助成を受け、耐震改修等が必要と判定されたもの(耐震改修は区内全域が助成対象。建替えは整備地域・新防火地域のみ助成対象)	対象建築物の所有者(共有の場合は代表者)	木住・建替え:75万円。木共住:300万円。非木住:100万円	木住・建替え:1/2。木共住・非木住:1/3	・建築基準法の規定に適合するもの ・耐震診断の結果、耐震改修等を必要とするもの	まちづくり事業部建築課 耐震化促進担当	03-5742-6634	

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率は 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
目黒区	目黒区建築物耐震改修助成(木造)	補助					目黒区木造住宅等耐震診断事業実施要綱に基づく耐震診断を受け、耐震基準に満たないと診断された建築物	対象建築物の所有者(法人含む)または区分所有建築物の代表者(住民税・固定資産税完納)	100万円	80%	耐震基準に満たない建築物を耐震基準以上に引き上げる工事で、区の登録施工業者が施工するものを対象とする。	都市整備部建築課	03-5722-9642	
	目黒区建築物耐震改修助成(非木造)	補助					目黒区建築物耐震診断助成要綱に基づく耐震診断を受け、耐震基準に満たないと診断された建築物	対象建築物の所有者(法人含む)または区分所有建築物の代表者(住民税・固定資産税完納)	150万円	30%	耐震基準に満たない建築物を耐震基準以上に引き上げる工事を対象とする。	都市整備部建築課	03-5722-9642	
大田区	大田区耐震診断・耐震改修助成事業	補助					昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)	対象建築物の所有者。ただし、事業者は、中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。	木造住宅100万円、非木造住宅150万円、マンションを含む非木造の建築物350万円	23%の2/3 + 一律50万円	区の耐震診断助成を受けた建築物。構造耐震指標が、木造の場合1.0以上、非木造の場合0.6以上となる耐震改修工事であること。	まちづくり推進部建築審査課建築相談担当	03-5744-1615	
	住宅修築資金融資あっせん制度(資金貸付)	資金貸付					昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、大田区耐震診断助成を受け、耐震改修助成を受けられなかった住宅	前年所得額が1000万円以内 年間返済額の4倍以上の収入があること。住民税の滞納が無いこと。	修繕:450万円	全額利子補給	区が金融機関(協定締結金融機関)への融資のあっせんを行う。	まちづくり推進部住宅課住宅担当	03-5744-1343	
	中小企業融資あっせん制度(耐震対策資金)	資金貸付					昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、大田区耐震診断助成を受け、耐震改修助成を受けられなかった事業用建物	中小企業者であり、東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの、法定期限内に確定申告をし、納期到来分の税金を完納している者	1,500万円	全額利子補給	信用保証料を全額補助。耐震診断助成を受けない、あるいは、耐震改修助成を受けたが資金が不足するという場合には、一般設備資金等の検討が可能	産業経済部産業振興課	03-3733-6185	

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
世田谷区	世田谷区木造住宅耐震改修助成	補助				区で実施している木造住宅耐震診断支援等の助成を受けた診断の結果、総合評点が0.7未満と判定された建築物を1.0以上となるように改修工事を行い、防火地域外にあり、かつ建築基準法に適合している建築物	区内に存する対象建築物を所有する個人、共有建築物の代表者 区民税を滞納していないこと	100万円			都市整備部建築調整課	03-5432-1111	2468	
	住宅・建築物の耐震計画・設計助成	補助				区で実施している住宅・建築物耐震診断助成金交付要綱または、世田谷区建築物耐震診断助成要綱に基づく助成を受け診断した結果、耐震性が劣ると判定された建築物、かつ、原則として検査済証の交付を受けたもので、からのいずれにも該当するもの。(ただし、除外建築物あり) 非木造住宅または、防災上特に重要な建築物、建築基準法の規定に適合した建築物、耐震改修促進法第8条に定める建築物の耐震改修の計画の認定(評定を含む)を受けるものであること、構造耐震指標Is値が0.6以上相当する計画・設計、工事を行うこと。	同上	非木造住宅は100万円 防災上特に重要な建築物は150万円	2/3	都市整備部建築調整課	03-5432-1111	2468		
	住宅・建築物の耐震改修工事助成	補助				上記、耐震計画・設計助成をうけていること	同上	非木造住宅は200万円 防災上特に重要な建築物は400万円	2/3		03-5432-1111	2468		
	分譲マンション・特定建築物の耐震改修計画・設計助成	補助				区で実施している分譲マンション・特定建築物耐震診断助成を受け診断した結果、構造耐震指標Is値が0.6未満相当と判定された建築物で、建築基準法の規定に適合し、耐火建築物または準耐火建築物で、原則、検査済証を取得し、震改修促進法第8条に定める建築物の耐震改修の計画の認定(評定を含む)を受けているもの。	同上	分譲マンション・特定建築物は150万円 防災上特に重要な特定建築物と沿道耐震化道路沿いの分譲マンションは200万円 緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物は300万円	2/3	都市整備部建築調整課	03-5432-1111	2468		

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
世田谷区	分譲マンション・特定建築物の耐震改修工事助成	補助					上記、耐震計画・設計助成をうけていること	同上	分譲マンションは2000万円 特定建築物は1000万円 防災上特に重要など特定建築物6,000万円 沿道耐震化道路沿いの分譲マンション3,000万円 緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物は6,000万円	～ は工事に要する費用に23%を乗じて得た額の2/3 は工事に要する費用に50%を乗じて得た額の2/3 は工事に要する費用の2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-1111	2468
	世田谷区資産活用型木造住宅耐震改修工事助成	補助					満60歳以上の人が住む木造住宅で、区の支援制度による耐震診断を受け、耐震補強工事が必要となる建築物	満60歳以上で、住宅金融支援機構の資産活用型木造住宅耐震改修工事融資を受ける人	住宅金融支援機構の事務手数料等 22万円			都市整備部建築調整課	03-5432-1111	2468
渋谷区	住宅修築資金融資あっせん事業	利子補給					申込人又は、同居する親族の所有する家屋	・区内1年以上居住 ・償還完了時の年齢が75歳未満 ・十分な返済能力	500万円	2.10%		都市整備部都市計画課 都市計画係	03-3463-2619	
	共同住宅耐震補強工事資金の融資に係る利子補給	利子補給					昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した分譲マンション耐震診断を受けている耐震診断に基づく耐震補強工事を行う	共同住宅の管理組合法人、又は、区分所有者の団体の代表	500万円×共同住宅戸数、又は、5000万円のいずれか低い方	2.10%		都市整備部都市計画課 都市計画係	03-3463-2619	
	渋谷区木造住宅耐震改修助成制度(簡易改修)	補助					木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業に基づく診断を行った結果、耐震改修工事を実施したことにより、事後の構造評点が0.7以上又は1階のみが1.0以上となる建物	対象建築物所有者	60万円 50万円までは全額助成 50万円を超えた分は2/3か50万円 + の上限額100万円	1/2	一般住宅 65歳以上の者又は地震時に避難することが困難な者が居住している住宅	都市整備部防災まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	
	渋谷区木造住宅耐震改修助成制度(一般改修)	補助					木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業に基づく診断を行った結果、構造評点が1.0未満と診断された住宅等について、耐震改修工事を実施したことにより、事後の構造評点が1.0以上となる建物	対象建築物所有者	100万円 50万円までは全額助成 50万円を超えた分は2/3か100万円 + の上限額150万円	1/2	一般住宅 65歳以上の者又は地震時に避難することが困難な者が居住している住宅	都市整備部防災まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
中野区	中野区資産活用木造住宅耐震改修工事費等融資利息等資金貸付事業	利子貸付					昭56年5月31日以前に建築された木造の一戸建て住宅で、住宅金融支援機構の「高齢者向け特別返済制度」を利用し、耐震改修工事をおこなうもの	・区内在住 ・60歳以上 ・住宅及びその敷地が貸付の担保に供することができること	500万円 (住宅金融支援機構融資限度額)	融資額に対する利子及び手数料分を貸付	住宅金融支援機構の「高齢者向け特別返済制度」を利用し、耐震改修工事を行う場合、融資額の利息及び手数料を貸付ける。返済は支援機構融資同様対象者の死亡時。	都市整備部建築分野建築防災・指導担当	03-3228-5576	
	木造共同住宅耐震改修補償型助成事業	補助					・区が実施する耐震診断を受けた木造共同住宅 ・耐震改修前の耐震診断の総合評点が1.0未満の建築物を、1.0以上となるように改修するもの	対象建築物所有者	・600万円 ・耐震改修工事費 + 全損した建物の延べ面積 (㎡) × 12万円 × 0.1		区登録の耐震改修施工者による耐震改修工事を行った建物で、竣工後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合、600万円を限度に助成。	都市整備部建築分野建築防災・指導担当	03-3228-5576	
	木造住宅建替え助成事業	補助					・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、区が実施する簡易耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の建築物	対象建築物所有者	80万円		・対象区域は、整備地域及び火災危険度の高い地域	都市整備部建築分野建築防災・指導担当	03-3228-5576	
	木造住宅耐震改修助事業	補助					・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、区が実施する耐震診断を受けた木造住宅 ・耐震改修前の耐震診断の総合評点が1.0未満の建築物を、1.0以上となるように改修するもの	対象建築物所有者	5万円		・区登録診断士が補強設計及び工事監理を行う。 ・改修工事は、区登録耐震改修施工者が行う。 (当該住宅を建築した施工者が改修を行う場合を除く)	都市整備部建築分野建築防災・指導担当	03-3228-5576	
	耐震改修資金融資あっ旋事業	利子補給					昭56年5月31日以前に建築された木造在来工法による2階建て以下の一戸建て住宅	・対象建築物所有者 ・区内居住1年以上 ・前年の所得が1200万円以下 ・年齢20歳以上返済完了時75歳未満	200万円	2.61%	・区登録診断士が補強設計及び工事監理を行う ・改修工事は、区登録耐震改修施工者が行う (当該住宅を建築した施工者が改修を行う場合を除く)	都市整備部住宅分野住宅融資担当	03-3228-5581	

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線	
杉並区	木造住宅耐震改修助成	補助					昭56年5月31日以前に建築された木造住宅	区の「精密診断(非破壊)」を受けている個人で、前年の総所得金額が1200万円未満のもの、住民税を滞納していないこと	50万円	1/2		都市整備部住宅課住宅施策推進係	03-3312-2111	3532	
	非木造住宅住宅耐震改修助成						昭56年5月31日以前に建築された非木造住宅	区の「精密診断」を受けている個人で、前年の総所得金額が1200万円未満のもの、住民税を滞納していないこと	50万円	1/2	戸建住宅				
								昭56年5月31日以前に建築された非木造住宅	区の「精密診断」を受けている所有者で、住民税を滞納していないこと	100万円	1/4				賃貸の共同住宅
									昭56年5月31日以前に建築された非木造住宅	区の「精密診断」を受けている管理組合	200万円				1/2
	住宅修築資金融資あっせん制度	利子補給				住宅	区内居住1年以上。所得100万円以上、1200万円未満。年齢20歳以上返済完了時70歳未満。他	500万円	1.12%	区と契約する金融機関に融資のあっせんを行い、区は融資実行後金融機関に対して利子補給をする。	都市整備部住宅課住宅施策推進係	03-3312-2111	3532		
豊島区	豊島区木造住宅耐震改修助成制度	補助				昭56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と判定され、評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う等の条件を満たす建築物	対象建築物所有者かつ居住者世帯の方が住民税を滞納していないこと	40万円	1/2	東京都木造住宅耐震診断事務所に登録された技術者が、補強(耐震改修)設計及び工事監理を行なうこと	都市整備部建築指導課指導係	03-3981-0590			
北区	北区住まい改修支援事業	利子補給							600万円	2.00%	区が金融機関へ融資を斡旋し、融資を受けた人に対して利子の一部を補給する。自宅の修築についても利用可。	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201		
	北区マンション耐震化支援事業	補助				昭56年5月31日以前に建築された分譲マンション	戸数の半数以上の区分所有者が居住していること	2000万円	1/3	促進法に基づく認定を受けていること。	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201			

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
北区	東京都北区擁壁等安全対策支援事業	補助					道路に面する高さ1.5m以上のがけ・擁壁	がけ・擁壁の所有者で税等を滞納していないこと	200万円	1/5	不動産の譲渡又は貸し付けを業とする者が当該業のため所有又は占有する者を除く。	まちづくり部建築課構造設備係	03-3908-9176	
	東京都北区木造民間住宅耐震改修促進事業	補助					(改修)昭56年5月31日以前に着工された木造住宅で、区が実施している簡易耐震診断を受け、総合評点が1.0未満と判定され、「一般診断法」又は「精密診断法」により耐震診断をし、総合評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う建築物	区民税の滞納がないこと	50万円	1/3	共同住宅の場合は、申請者が自ら居住している場合に限る。	まちづくり部建築課構造設備係	03-3908-9176	
							(建替え)昭56年5月31日以前に着工された木造住宅で、区が実施している簡易耐震診断を受け、総合評点が1.0未満と判定され、かつ、「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評点が1.0未満となる建築物		100万円	2/3	東京都建築安全条例第7条の3に規定される地域に限る。共同住宅の場合は、申請者が自ら居住している場合に限る。助成金額の算定にあたり、「一般診断法」又は「精密診断法」により総合評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行った場合を想定する必要がある。			
荒川区	木造住宅等耐震化推進事業	補助	○				木造住宅等耐震化推進事業の要件を満たすこと・区に登録された耐震診断士が診断、補強設計した建物	木造住宅耐震診断事業の要件を満たすこと	100万円	2/3	原則区内業者が施工すること。	住環境整備課	03-3802-3111	2825
							木造住宅等耐震化推進事業の要件を満たすこと・区に登録された耐震診断士が診断した建物	高齢者及び身体障がい者	30万円	2/3				
板橋区	木造住宅耐震化推進事業	補助					昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、区の助成による耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた建物(延べ床面積が200㎡以下)	区内の建物所有者で対象建築物に居住していること。区民税を滞納していないこと。所得基準の範囲内であること。	簡易補強15万円(整備地域内は22万円) 改修工事50万円(整備地域内は75万円)	1/3 (整備地域内は1/2)	区が指定する区内業者に工事を発注すること。	都市整備部市街地整備課防災まちづくり	03-3579-2554	

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率は 又 は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL
練馬区	戸建住宅の耐震改修工事助成事業	補助				木造 昭56年5月以前に建築された建築物	都市計画などにより建築制限のある一部の地域では、助成対象外となる場合があります。 住民税等を滞納していないこと。	100万円	2/3		都市整備部 建築課 建築安全係	03-3993-1111	8531 8532
								120万円	4/5	一定所得以下			
								120万円	4/5	緊急輸送道路沿い(区啓開34路線)			
	50万円	2/3	簡易補強工事										
	3000万円	1/2	公共的建築物										
	6000万円	1/2	後方医療機関等										
	2000万円	1/3	分譲マンション										
民間建築物の耐震改修工事助成事業	補助				非木造 昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物		1000万円	1/6	民間特定建築物				
足立区	木造住宅耐震改修工事助成	補助				足立区耐震診断助成を受けたもののうち補強が必要と判断された木造住宅(共同住宅は除く)	区内に1年以上居住していること 特別区民税を滞納していないこと	70万円	2/3	65歳以上のみの世帯または重度身体障害者(下肢や体幹に係る機能障害の程度が3級以上の方)を含む世帯	建築部副参事(耐震化促進)耐震促進担当	03-3880-5317	
						50万円	2/3	一般世帯					
	分譲マンション耐震改修工事助成	補助				足立区耐震診断助成を受けたもののうち補強が必要と判断された分譲マンション	耐震改修計画について、評定を取得したものの	1000万円	1/3	現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること	建築部副参事(耐震化促進)耐震促進担当	03-3880-5317	
	住宅非主要構造部耐震工事助成	補助				家具の転倒防止器具 ガラスの飛散防止フィルム ブロック塀の補強工事(材料費のみは不可)	区内に1年以上居住していること 特別区民税を滞納していないこと	2万円		65歳以上のみの世帯または重度身体障害者(下肢や体幹に係る機能障害の程度が3級以上の方)を含む世帯	建築部副参事(耐震化促進)耐震促進担当	03-3880-5317	
葛飾区	葛飾区木造建築物耐震改修助成制度	補助				昭56年5月31日以前に建築された木造住宅で、区の助成による耐震診断の結果、耐震改修、建て替えが必要とされた建物		50万円	1/2	助成対象区域は、耐震改修工事の場合「区内全域」、建て替え工事の場合「防災都市づくり推進計画整備地域内」	都市整備部建築課構造係	03-5654-8360	

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
江戸川区	江戸川区戸建住宅耐震改修設計助成事業	補助					江戸川区耐震コンサルタント派遣制度を受けた住宅で、木造は耐震診断総合評点が1.0未満の住宅、非木造は事前調査により、精密診断時に必要な図書類が揃っている住宅	対象建築物所有者	30万円 45万円	8/10	精密診断により求める総合評点が、原則として1.0以上となる改修設計等の作成に対して助成 精密診断により求めるls値が、原則として0.6以上となる改修設計等の作成に対して助成	都市開発部住宅課計画係	03-5662-6387	2428
	江戸川区戸建住宅耐震改修工事助成事業	補助					江戸川区戸建住宅耐震改修設計助成事業実施要綱に基づく助成を受け、改修設計等を作成した住宅	対象建築物所有者 木造世帯全員が 住民税非課税世帯 非木造その他の世帯	(住民税非課税世帯)100万円 (その他の世帯)50万円 (住民税非課税世帯)150万円 (その他の世帯)75万円	非課税世帯は工事費用の2/3 その他の世帯は工事費用の15.2%	江戸川区戸建住宅耐震改修設計助成事業により作成した 精密診断により求める総合評点が、原則として1.0以上となる耐震改修工事に対して助成 精密診断により求めるls値が、原則として0.6以上となる耐震改修工事に対して助成	都市開発部住宅課計画係	03-5662-6387	2428
	住宅リフォーム資金融資あっせん	利子補給					江戸川区耐震コンサルタント派遣制度の診断結果により、耐震補強の必要な2階建以下の木造住宅で建築基準法等の関係法令を遵守しているもの	・江戸川区民であること ・住宅所有者または住宅所有者と同居する直系親族	工事費の80%以内で500万円以下	1.5%を超部分	その他条件 ・住民税を滞納していないこと ・年収が年間返済額の3倍以上あること ・連帯保証人または(社)しんきん保証基金の保証	都市開発部住宅課相談係	03-5662-0517	2772
	分譲マンション耐震改修設計助成事業	補助					分譲マンション耐震診断助成事業で耐震診断を行い、耐震改修工事が必要(ls値が0.6未満)と診断された建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	耐震改修設計費用と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3	耐震改修設計を行うことについて、居住者の3/4の同意がなされたもの	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
	分譲マンション耐震改修工事助成事業	補助					分譲マンション耐震改修設計助成事業で耐震改修設計が完了している建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	耐震改修工事費用と次の限度額単価と当該マンションの延べ面積を乗じて得た額と比較して、いずれか少ない額(限度額:50万円/戸当たり、限度額単価:47,300円)	助成対象経費の15.2%	耐震改修工事を行うことについて、居住者の3/4の同意がなされたもの	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率は 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
江戸川区	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修設計助成事業	補助					緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業で耐震診断を行い、耐震改修工事が必要(Is値が0.6未満)と診断された建物	緊急輸送道路沿道建築物所有者	耐震改修設計費用と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3	建物の高さが当該道路幅員の1/2と全面空地の幅を加えた幅の合計以上であること	都市開発部建築指導課 構造係	03-5662-1106	2537
	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事助成事業	補助					緊急輸送道路沿道建築物耐震改修設計助成事業で耐震改修設計が完了している建物で複数の区民が自ら居住する区分所有している建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	床面積5,000㎡まで 床面積5,000㎡を超え10,000㎡まで	助成対象費の 2/3 1/3	耐震改修工事を行うことについて、居住者の3/4の同意がなされたもの	都市開発部建築指導課 構造係	03-5662-1106	2537
	私立幼稚園・保育園耐震改修設計助成事業	補助					私立幼稚園・保育園耐震診断助成事業で耐震診断を行い、耐震改修工事が必要(Is値が0.6未満)と診断された建物	私立幼稚園・保育園経営者	耐震改修設計費用と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3		都市開発部建築指導課 構造係	03-5662-1106	2537
	私立幼稚園・保育園耐震改修工事助成事業	補助					私立幼稚園・保育園耐震改修設計助成事業で耐震改修設計を行い、耐震改修工事が必要(Is値が0.6未満)と診断された建物	私立幼稚園・保育園経営者	耐震改修工事費用と次の限度額単価と当該建築物の延べ面積を乗じて得た額と比較して、いずれか少ない額(限度額単価 木造:32,600円/㎡、非木造:47,300円/㎡)	2/3		都市開発部建築指導課 構造係	03-5662-1106	2537
武蔵野市	民間住宅耐震改修助成制度	補助					市の民間住宅耐震診断助成要綱に基づく耐震診断の結果、耐震補強が必要と認められた住宅。ただし、賃貸住宅で非木造は対象外		分譲マンション戸数×10万円(上限300万円)	3/10	建替えも対象。	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2871
								木造50万円 非木造50万円	1/2					
	安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震助成制度	補助					昭56年以前に建てられた非住宅の民間建築物(延べ面積3,000㎡未満で商業系地域内にあるもの)	対象建築物所有者	延べ面積100㎡まで20万円。これに1㎡を超えるごとに1,000円を加算した額	1/2	耐震改修は本制度の補強設計助成を受けているものが対象。建替えも対象。	都市整備部建築指導課 構造設備係	0422-60-1877	2838

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
三鷹市	三鷹市木造住宅耐震改修助成制度(簡易改修)	補助					三鷹市木造住宅耐震診断助成制度に基づく診断の結果、倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高いと診断された住宅	30万円	高齢者等 1/2 その他1/3		都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867	
	三鷹市木造住宅耐震改修助成制度(改修)	補助					三鷹市木造住宅耐震診断助成制度に基づく一般診断以上の診断の結果、倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高いと診断された住宅	50万円	高齢者等 1/2 その他1/3	耐震基準に適合する改修	都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867	
府中市	府中市木造住宅耐震改修助成制度	補助					市の助成制度に基づく診断を行った結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅の耐震改修を実施した住宅	30万円	1/3	府中市内に事業所を有し、建設業の建築工事許可を得て、耐震補強に関する講習会を受けた業者	市民生活部住宅勤労課 勤労福祉係 都市整備部建築指導課 構造設備係	(代) 042-364-4111	2439 2670	
	府中市木造住宅耐震診断後建替え助成制度	補助					市の助成制度に基づく診断を行った結果、耐震診断調査後の評点が、0.3以下と診断された木造住宅の建替えを実施した住宅	30万円		原則として、府中市内に事業所を有し、建設業の建築工事許可を得て、耐震補強に関する講習会を受けた業者		2439 2670		
調布市	居住環境改善資金補助の防災・安全適応住宅改修	補助					市の助成制度に基づく診断を行った結果、改修が必要となった建築物	30万円	1/2		都市整備部住宅課	042-481-7111	7141	
町田市	町田市住宅改修助成制度	補助					市の助成制度に基づく診断を行った結果、総合評価が1.0未満と診断された木造住宅について、耐震改修工事を実施したことにより、事後の総合評点が1.0以上となる建物	50万円	1/2		都市づくり部住宅課	042-709-0579		
小金井市	小金井市木造住宅耐震改修助成制度	補助					市の助成制度に基づく診断を行った結果、改修が必要となった木造住宅について、耐震改修工事を実施したことにより、事後の上部構造評点が1.0以上となる建物	30万円	1/3	施工業者の要件は、建設業の建築工事業許可を得て、耐震補強に関する講習会等を受講した者 別途、小金井市指定の調査機関による確認が必要	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861		
	小金井市住宅増改築資金の融資あっせん制度	利子補給					申請者が住むための家屋借地権者の場合は、土地所有者の承諾が得られていること	融資限度額400万円	補給率1.95%		都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861		

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
日野市	日野市住宅リフォーム資金助成制度	補助					市の助成制度に基づく耐震診断を受けた結果、危険又はやや危険と診断された建物	対象住宅の所有者であること。 地方税等の滞納がないこと。	20万円	1/10	工事事業者の条件 日野市内に事務所を有する法人又は 個人事業主	まちづくり部産業振興課 商工係	042 - 585 - 1111	3422
福生市	木造住宅耐震改修費助成制度	補助					昭和56年以前に軸組工法で建築された2階建て以下の木造戸建て住宅。(所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)なお、耐震診断の結果が評点1.0未満である住宅	対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。改修後の評点が1.0以上となること。 市税を滞納していないこと。	50万円	上限額	診断機関による工事監理及び中間検査を受けること。(建築確認を要する耐震改修工事を除く。)	都市建設部まちづくり計画課計画担当	042- 551- 1952	
武蔵村山市	武蔵村山市木造住宅耐震改修等助成制度	補助					市の木造住宅耐震診断助成金交付要綱による耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められた住宅。	65歳以上の者が居住しており、かつ市税を滞納していないこと。申請を行った年度内に耐震改修が完了すること。	30万円	1/2	改修等には、耐震シェルター設置を含む。	総務部防災安全課防災グループ	042- 565- 1111	335
多摩市	多摩市木造住宅耐震改修補助制度	補助					昭56年5月31日以前に建築確認を受けた木造個人住宅で、耐震診断を実施した結果「危険」もしくは「やや危険」と判断された建物	世帯全員の所得が1200万円以内	一般助成対象者:30万円 支援助成対象者(65歳以上の者で要介護・要支援認定者など一定の要件あり):50万円	左記の場合: 3/10 の場合: 5/10	工事事業者の条件 多摩市内に事務所を有する法人又は 個人事業主	都市環境部都市計画課	042- 338- 6817	2715
稲城市	稲城市生活資金融資あっせん制度	利子補給					本人が住むための住宅	市内に引続き1年以上居住していること。 市税を滞納していないこと。	融資限度額 300万円	補給率 1.812%		生活環境部経済課消費生活係	042 - 378 - 2286	
羽村市	羽村市木造住宅耐震改修費補助制度	補助					市の耐震診断補助要綱に基づく耐震診断を受けた住宅又は(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断の結果、評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅。	市内に住所を有し、対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあっては、代表者。市税を滞納していないこと。	50万円	1/2	・(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて、東京都木造住宅耐震診断講習を受講した人が診断を行うこと。 ・建設業の建築工事業許可を得ていること。	建設部建築課	042- 555- 1111	254

耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
あきる野市	あきる野市木造住宅耐震改修費助成制度	補助					市の助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅について、耐震改修を実施することにより、一応倒壊しないことが判断できる住宅。	対象建築物を所有者とする個人。ただし、共有の建築物にあっては、代表者。	30万円	1/3	市内に事業所を有し、建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を終了した者。	都市計画課指導係	042-558-1111	2713
西東京市	西東京市木造住宅耐震改修助成制度	補助					診断を行った結果、総合評価が1.0未満と診断された木造住宅について、耐震改修工事を実施したことにより、事後の総合評点が1.0以上となる建物	対象住宅を所有及び居住している個人	30万円	1/3	西東京市市指定の診断機関による確認が必要	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-464-1311	2421